

2023年度 日本台湾交流協会日本奨学金（短期留学生） 事務手続き

I. 奨学金等の支給

1. 支給内容

- (1) 奨学金支給月額 80,000円
- (2) 支給期間：2023年9月から2024年9月までの間（最大12か月間）
 - ①支給始期：留学開始月※入国後
 - ②支給終期：留学終了月

2. 銀行口座の設置

奨学金は、受入れ大学が指定する銀行口座に送金します。受入れ大学は当該年度の初回の奨学金等支給申請時に「銀行振込依頼書（様式Ⅰ）」を日本台湾交流協会（以下「協会」という。）に提出してください。

※銀行振込依頼書の記載内容に変更が生じた場合は速やかに協会へ連絡をしてください。

※口座名義はできるだけ大学名を含めた名称にしてください。

※前回と口座名義、口座番号が変わらない場合でも必ず提出してください。

3. 申請手続き

(1) 日本台湾交流協会日本奨学金（短期留学生）支給申請書（様式Ⅱ）の提出

奨学金は半期ごとに前渡しの方法で、銀行口座に送金します。申請書提出締切日（別途連絡）までに「日本台湾交流協会日本奨学金（短期留学生）支給申請書」（様式Ⅱ）を提出してください。奨学金は申請書提出締切日の同月25日（予定）に送金します。（ただし、送金日が土・日・祝祭日等の場合は翌営業日となります。）

2023年度の奨学金等支給申請の締切日

別途連絡

※当該月の締切日以降に申請書が協会に到着したものは、翌月の送金となる可能性がありますので、ご注意ください。

※日本台湾交流協会日本奨学金（短期留学生）支給申請書（様式Ⅱ）の記入する際には以下に注意してください。

- ①個人番号欄は採用決定の通知文書に記載されている8桁の個人番号を記入してください。
- ②申請該当月欄は請求する月を○で囲んでください。

(2) 奨学金の支給

協会から日本の受入れ大学に送金する奨学金は、原則として半期分をまとめて前渡しで送金します。支給対象者への支給は、受入れ大学での在籍確認及び派遣元大学における正規の課程での在籍を確認した上で、1か月ごとに行ってください。在籍確認は大学独自の方法で行っていただいても構いませんが、学習・研究状況報告書（様式Ⅶ）を使っていただくことも可能です。

また、本人から受領書（様式任意）を徴収し、支給期間の年度末から5年間、日本の受入れ大学にて保管してください。銀行等からの送金により奨学金を支給した場合は、受領書の代わりに、金融機関の振込受領書類等、送金を証明できる書類でも結構です。

なお、受領書等は、必要に応じて協会に提出していただくことがあります。

(3) 支給対象者の一時離日

支給対象者が奨学金の支給開始後、やむを得ない事情がある場合を除き、月の初めから終わりまで1か月以上にわたって日本を離れることになった場合は、速やかに「日本台湾交流協会日本奨学金（短期留学生）支給対象者一時離日届」（公文書・様式任意）を協会に提出してください。その場合は、当該月についての奨学金は支給いたしません。既に協会から奨学金を受領している場合は、協会の指示に従い返納手続きを行ってください。

なお、返納手続きがある場合は、協会へご連絡いただき、指示に従い返納手続きを行ってください。

Ⅱ. 受入れ期間の変更等

1. 受入れ期間の変更

(1) 条件

協会が採用決定時に通知した支給対象者の奨学金の支給期間（以下「受入れ期間」という。）を変更することは、原則として認められません。

ただし、査証発給の遅れや体調不良、家庭の事情など、やむを得ない時由であると認められる場合に限り、以下の条件により変更を認めることがあります。

- ①変更後の奨学金支給開始時期が応募資格の期間内（2023年9月～2024年9月）であること。
- ②変更後の奨学金支給月数が、当初決定した月数を超えないこと。

(2) 申請の方法

受入れ期間を変更することが必要になった場合、日本の受入れ大学は、速やかに「日本台湾交流協会日本奨学金（短期留学生）受入れ期間変更申請書」（様式Ⅳ）により協会に申請し、承認を受けてください。

※期間変更申請を行う際には、当該事情及び本人の意志を十分把握、確認した上で申請してください。

(3) 期間変更後の取り扱い等

期間の変更に伴い、変更前の受入れ期間により既に奨学金を受領している場合は、協会の指示に従い返納手続きを行ってください。

2. 資格及び条件等の変更

(1) 届出の方法

支給対象者に関して、奨学金申請時に本人の資格及び条件等を確認して採用しましたが、以下の資格及び条件等に変更が生じた場合は、日本の受入れ大学におかれましては、速やかに「日本台湾交流協会日本奨学金（短期留学生）資格及び条件変更申請書」（様式Ⅴ）を協会に提出してください。

- ①学生交流に関する協定等に基づき、日本の大学が受入れを承認している学生であること
- ②日本での留学期間終了後、在籍大学に戻り学業を継続する学生、又は在籍大学の学位を取得する予定の学生であること
- ③他団体等からの奨学金を重複取得していない学生であること

(2) 奨学金の打ち切り

上記(1)の①～③の変更内容により、資格及び条件等に欠格が生じると判断した場合には、以後の奨学金支給を打ち切る場合もありますので、予めご承知おきください。また、留学期間が年度を越える場合、予算の都合で奨学金の支給が打ち切りになることがあります。

3. 採用の取り消し

支給対象者が、学業不振、素行不良等が極めて顕著で、本制度による支援を受けるにふさわしくないと協会が判断した場合、また、各種申請等において、その内容に悪質な虚偽があると認められた場合、本制度の短期留学生としての採用を取り消すことがあります。採用取り消しとなった場合、協会は、支給済みの奨学金の返還を求めます。その場合は、既に協会から奨学金を受領している場合は、協会の指示に従い返納手続きを行ってください。

Ⅲ. その他

1. 「奨学金等受給証明書」(様式Ⅵ)の発行

日本の受入れ大学は、支給対象者から依頼があった場合、協会に代わって「奨学金等受給証明書」(様式Ⅵ)の発行をお願いします。

なお、同証明書を発行する場合は、協会が支給対象者の採用決定時に通知した内容を確認の上発行し、必ず控えを取って保管してください。

2. 採用の辞退

短期留学生として採用決定された者が渡日前に採用を辞退する場合は、台湾の派遣元大学が手続きを行います。そのため、受入れ大学で行っていただく手続きはありません。

3. 「留学状況報告書」の提出

支給対象者の受入れ期間が終了し台湾の派遣元大学に戻ってから、台湾の派遣元大学から提出していただきます。

4. 各種申請書類(様式)は、下記公益財団法人日本台湾交流協会ホームページ「奨学金留学生」からダウンロードしてご利用ください。

また、本事務手続きにつきましても、同様にご利用いただけます。

公益財団法人日本台湾交流協会ホームページ「奨学金留学生」

<https://www.koryu.or.jp/business/scholarship/shortterm/detail2/>

5. 大学・短期大学コード

独立行政法人日本学生支援機構「海外留学支援制度」の学校コード表の6桁の番号を記載してください。学校コードが不明な場合は空欄で問題ありません。

6. 連絡・照会先

〒106-0032 東京都港区六本木 3-16-33 青葉六本木ビル 7F

公益財団法人日本台湾交流協会(東京本部) 総務部 奨学金担当

T E L : 03-5573-2600 (代表) [内線 14]

F A X : 03-5573-2601

Mail : shougakukin-k1@k1.koryu.or.jp